

選挙公営関係書類作成例 (候補者用)

飛驒市選挙管理委員会

【契約関係】

選挙運動用自動車の使用の契約届出書	1
選挙運動用自動車使用契約書	2
選挙運動用自動車賃貸借契約書	3
選挙運動用自動車燃料供給契約書	5
選挙運動用自動車運転手契約書	6
ビラ作成契約届出書	7
選挙運動用ビラ作成契約書	8
ビラ作成費用明細書	9
ポスター作成契約届出書	10
選挙運動用ポスター作成契約書	11
ポスター作成費用明細書	12

【確認申請関係】

自動車燃料代確認申請書	13
<u>自動車燃料代確認書（市）</u>	14
ビラ作成枚数確認申請書	15
<u>ビラ作成枚数確認書（市）</u>	16
ポスター作成枚数確認申請書	17
<u>ポスター作成枚数確認書（市）</u>	18

【請求書関係】

請求書（選挙運動用自動車の使用）	19
請求内訳書（ハイヤー方式）	20
請求内訳書（自動車の借入れ）	21
請求内訳書（燃料代）	22
請求内訳書（運転手）	23
選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	24
選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	25
選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	26
請求書（ビラの作成）	27
請求書内訳書（ビラの作成）	28
ビラ作成証明書	29
請求書（ポスターの作成）	30
請求内訳書（ポスターの作成）	31
ポスター作成証明書	32

※ （市） は市選管で作成する書類になります。

その他は、候補者又事業者により作成いただく書類になります。

様式第1号（第2条関係）

（その1）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

告示日以降

年 月 日執行 選挙

候補者名

飛驒市選挙管理委員会委員長

1か2のいずれかになる。 記

戸籍名で記入。
候補者本人の自署又は記名押印であること。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
	電話（ ） —		円	
	電話（ ） —		円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ		電話（ ） —		円	
		契約書の写しの内容が正確に記載されていること。		円	
燃料代		電話（ ） —			契約期間は選挙運動期間に限らず、実際の契約期間を記載。
運転手の雇用		電話（ ） —		円	
		電話（ ） —		円	

- 備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2（1に掲げる場合以外の場合）の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用契約書(例：ハイヤー方式)

業者等の名称を記入

収入印紙

選挙候補者 飛驒 太郎 (以下「甲」という。) と 当選タクシー(株) (以下「乙」という。) とは、甲が令和○年○月○日執行(予定)の飛驒市長(飛驒市議会議員)選挙の選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

候補者氏名(戸籍名)を記入

1 使用目的
公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号 トヨタ ハイエース 飛驒○○ あ ○○○○

実際の借上期間。(公費負担は選挙運動期間の7日間のみ)

3 契約期間 令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日

4 契約金額 金 ○○○○○○ 円
(内訳 1日につき ○○○○○ 円(税込) × ○日間)

税込み金額

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 ○年○月○日

契約は告示日前でもできます。

甲 選挙候補者
住所 飛驒市○○町○○番地
氏名 飛驒 太郎 印
乙 住所 ○○市○○町○○番地
名称 当選タクシー(株)
代表者 代表取締役 当選 次郎 印

選挙運動用自動車賃貸借契約書（例）

業者等の名称を記入

選挙候補者 飛驒 太郎（以下「甲」という。）と 当選自動車株（以下「乙」という。）とは、甲が令和〇年〇月〇日執行（予定）の飛驒市長（飛驒市議会議員）選挙の選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

候補者氏名（戸籍名）を記入

1 使用目的

甲は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号 トヨタ ハイエース 飛驒〇〇 あ 〇〇〇〇

実際の借上期間となります。（公費負担はうち選挙運動期間の7日間のみ）

3 契約期間 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日

4 契約金額 金 ***** 円 (内訳 1日につき *****円 (税込) × * 日間)

自動車本体の借入金額と看板、放送設備などの借入金額とを合算したバック料金の場合には、車両本体の借入金額とそれ以外の金額とを分けて明示すること。（公費の対象となるのは、自動車本体の借入金額のみ。）税込みとすること。

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

契約は告示日前でも
できます。

甲

選挙候補者

住 所 飛驒市〇〇町〇〇番地

氏 名 飛驒 太郎 印

乙 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

名 称 当選自動車(株)

代表者 代表取締役 当選 三郎 印

候補者氏名（戸籍名）を記入

選挙候補者 飛驒 太郎（以下「甲」という。）と 当選石油株（以下「乙」という。）とは、甲が令和〇年〇月〇日執行（予定）の飛驒市長（飛驒市議会議員）選挙の選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

業者等名称を記入

1 供給する期間 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日

選挙運動期間中になります。
(告示日から選挙前日の間)

2 供給場所

所在地 飛驒市〇〇町〇〇**番地

名称 当選石油株

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 トヨタ ハイエース 飛驒〇〇 あ 〇〇〇〇

4 契約金額 金 ***** 円

(単位1リットルあたり *** 円(税込)とし、期間中の供給 ***** 円(税込)を得た金額とする。)

諸税込みとすること

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

契約は告示日前でも
できます。

甲	<u>飛驒市〇〇町〇〇番地</u>	
氏名	<u>飛驒 太郎</u>	印
乙住所	<u>〇〇市〇〇町〇〇番地</u>	
名称	<u>当選石油株</u>	
代表者	<u>代表取締役 当選 四郎</u>	印

選挙運動用自動車運転手契約書（例）

選挙候補者 飛驒 太郎（以下「甲」という。）と 当選 次郎（以下「乙」という。）とは、甲が令和〇年〇月〇日執行（予定）の飛驒市長（飛驒市議会議員）選挙の選挙運動のために使用する自動車の運転について、

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

候補者氏名（戸籍名）を記入

候補者と運転手個人との契約であること。法人又は個人事業主との契約は公費負担の対象外。

2 契約期間 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日

選挙運動期間中となります。（告示日から選挙前日まで）

3 運転する車の車種及び登録番号 トヨタ ハイエース 飛驒〇

なお、2人以上運転手を雇用する場合で、各運転手の雇用期間が連続していない場合は、「令和〇年月〇日～令和〇年〇月〇日の内4日間」などと記入することも可。

4 契約金額 金 **** 円

（内訳 1日につき **** 円 × *

公営限度額は、12,500円/日です。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

契約は告示日前でもできます。

甲	選挙候補者	
	飛驒市〇〇町〇〇番地	
氏名	飛驒 太郎	印
乙住所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
氏名	当選 次郎	印

(その2)

(あて先) 飛驒市選挙管理委員会委員長

年 月 日

告示日以降

年 月 日執行 選挙

候補者名

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

戸籍名で記入。
候補者本人の自署又は記名押印
であること

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額 (円)	
		契約書の写しの内容が正確に記載されていること		

- 備考 1 契約届出書には、契約書の写し及びビラ作成費用明細書を添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

収入
印紙

選挙運動用ビラ作成契約書（例）

選挙候補者 飛驒 太郎（以下「甲」という。）と 当選印刷株（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日執行（予定）の飛驒市長（飛驒市議会議員）選挙において甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

1 作成枚数 〇〇〇〇 枚
規 格 〇〇 cm × 〇〇 cm
納 期 限 令和 〇年 〇月 〇日

実際に印刷する枚数を記入します。
市長：16,000 枚（公営限度枚数）
市議 4,000 枚（公営限度枚数）

告示日前でも可ですが、契約日以降になります。

長さ 29.7 cm × 幅 21 cm
（A4 判）を超えないもの

2 契約金額 金 *****円
（単価 * 円（税込） × ***** 枚）

公営の限度額は 1 枚当たり税込み 7 円 73 銭
税込みで記入。1 銭未満の端数がある場合は、1 銭未満まで記入。

3 請求及び支払
この契約に基づく契約により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 〇年 〇月 〇日

甲 選挙候補者

飛驒市〇〇町〇〇番地

氏 名 飛驒 太郎 印

乙 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

名 称 当選印刷株

代表者 代表取締役 当選 五郎 印

契約は告示日前でもできます。

(別紙)

ビラ作成費用明細書

候補者の氏名 飛驒 太郎

項目	仕様、内容等	数量	単価	金額	備考
写真撮影費	撮影代	一式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
企画費	デザイン料	一式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
材料費	用紙代	〇〇〇〇〇枚	〇	〇〇〇,〇〇〇	
印刷・加工費	印刷代、裁断代	〇〇〇〇〇枚	〇	〇〇〇,〇〇〇	
管理費	校正代	一式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
		内容、数量、単価等について、可能な限り詳細に記入すること。			
小計				〇〇〇,〇〇〇	
消費税				〇〇,〇〇〇	
合計				〇〇〇,〇〇〇	

(ビラ作成業者)

当選印刷(株) 代表取締役 当選 五郎 氏名又は名称及び住所
〇〇市〇〇町〇〇番地 並びに法人にあっては
その代表者の氏名

備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができます。

(その3)

(あて先) 飛驒市選挙管理委員会委員長

戸籍名で記入すること
候補者本人の自署又は記名押印であること

年 月 日 執行 選挙

候補者名

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額(円)	
		契約書の写しの内容が正確に記載されていること。(金額は税込み)		

- 備考 1 契約届出書には、契約書の写し及びポスター作成費用明細書を添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用ポスター作成契約書（例）

収入
印紙

選挙候補者 飛驒 太郎（以下「甲」という。）と 当選印刷㈱（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日執行（予定）の飛驒市長（飛驒市議会議員）選挙において甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

- 作成枚数 〇〇〇 枚
規 格 〇〇 c m × 〇〇 c m
納 期 限 令和 〇 年 〇 月 〇 日

実際に印刷する枚数を記入します。
174枚が公営の限度枚数
- 契約金額 金
(単価 円 (税込) × 枚)

告示日前でも可ですが、契約日以降になります。

長さ 42cm × 幅 30 cm 以内
- 請求及び支払

公営の限度額は、
1枚当たり税込み 2,359 円

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年 〇月 〇日

	甲				
	契約は告示日前でもできます。	住所	飛驒市〇〇町〇〇番地		
		氏名	飛驒 太郎		印
		乙住所	〇〇市〇〇町〇〇番地		
		名称	当選印刷㈱		
		代表者	代表取締役 当選 五郎		印

(別紙)

ポスター作成費用明細書

候補者の氏名 飛驒 太郎

項目	仕様、内容等	数量	単価	金額	備考
写真撮影費	撮影代	一式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
企画費	デザイン代	一式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
材料費	用紙代	〇〇〇〇〇枚	〇	〇〇〇,〇〇〇	
印刷・加工費	印刷代、裁断代	〇〇〇〇〇枚	〇	〇〇〇,〇〇〇	
管理費	校正代	一式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
		内容、数量、単価等について、可能な限り詳細に記入すること。			
小計				〇〇〇,〇〇〇	
消費税				〇〇,〇〇〇	
合計				〇〇〇,〇〇〇	

(ポスター作成業者)

当選印刷(株) 代表取締役 当選 五郎 氏名又は名称及び住所
〇〇市〇〇町〇〇番地 並びに法人にあっては
その代表者の氏名

備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができます。

様式第2号（第3条関係）

（その1）

（あて先） 飛驒市選挙管理委員会委員長

年 月 日 告示日以降

年 月 日 執行 選挙

候補者名 戸籍名で記入
候補者本人の自署又は記名
押印であること

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日 契約届出書と一致
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

- 4 確認申請金額 円 2回以上の申請があった場合は、「今回の確認申請金額」が記載されていること。累計ではない。

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	複数業者と契約している場合は、他の燃料供給業者から購入した額も含めること。「備考4」
今回の購入金額 (b)	円	
燃料代計 (a) + (b)	円	
備 考		

- 備考 1 この申請書は、燃料供給業者から購入した金額に候補者が提出してください。
- 2 この申請書は、燃料代について 契約書に記載された金額であること の確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」は、契約届出書に記載された選挙運動用の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 購入金額又は上限額 (7,700円 × 7日 = 53,900円) のいずれか少ない方の金額であること。

選管で作成するものです

自動車燃料代確認書

飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認した。

年 月 日

飛驒市選挙管理委員会

委員長

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名 _____

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 _____

4 確認金額 _____円

備考 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に交付してください。

2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、飛驒市に支払を請求することはできません。

(その2)

(あて先) 飛驒市選挙管理委員会委員長

年 月 日

告示日以降

年 月 日執行

選挙

候補者名

戸籍名で記入
候補者本人の自署又は記名
押印であること

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第5条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 年 月 日

契約届出書と一致

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

2回以上の申請があった場合は、「今回の確認申請枚数」が記載されていること。累計ではない。

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	複数業者と契約している場合は、他の業者によって作成された枚数も含めること。「備考3」
今回の作成枚数 (b)	枚	
作成枚数計 (a) + (b)	枚	
備		

契約書に記載された枚数であること

上限枚数(市長 16,000枚、市議 4,000枚)を超えないこと。かつ作成枚数以内であること。

- 備考 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとにかつてに候補者に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(その2)

確認番号 第

選管で作成するものです

ビラ作成枚数確認書

飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第5条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認した。

年 月 日

飛驒市選挙管理委員会

委員長

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名 _____

3 確認枚数 _____ 枚

- 備考 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に交付してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、飛驒市に支払を請求することはできません。

(その3)

(あて先) 飛驒市選挙管理委員会委員長

年 月 日
 告示日以降
 年 月 日執行 選挙

候補者名
 戸籍名で記入
 候補者本人の自署又は記名
 押印であること

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第6条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

契約届出書と一致

2回以上の申請があった場合は、「今回の確認申請枚数」が記載されていること。累計ではない。

区	分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)		枚	
今回の作成枚数 (b)		枚	
作成枚数計 (a) + (b)		枚	枚
備			

複数業者と契約している場合は、他の業者によって作成された枚数も含めること。「備考3」

契約書に記載された枚数であること

上限枚数 174 枚 (ポスター掲示場数) を超えないこと。かつ作成枚数以内であること。

- 備考
- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別
 - 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
 - 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(その3)

確認番号 第

選管で作成するものです

ポスター作成枚数確認書

飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第6条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認した。

年 月 日

飛驒市選挙管理委員会

委員長

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名 _____
- 3 確認枚数 _____ 枚

- 備考 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に交付してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、飛驒市に支払を請求することはできません。

年 月 日

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

選挙期日の翌日以降の日付（無投票の
場合は無投票の確定日以降の日付）

（あて先） 飛驒市長

契約書と一致。記名押印があること

住所
氏名又は名称

飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条第1項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

請求金額の訂正は
不可

1 請求金額 _____ 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者氏名 _____
戸籍名 ※供託没収点以上の得票数を得た候補者であること。（備考2）

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、飛驒市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙その1の1)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

使用年月日	契約金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
使用証明書と一致 していること	円	64,500円	(A) と (B) の いずれか少ない方 の金額であること	
	円	64,500円		
	円	64,500円		
	円	64,500円	円	
	円	64,500円	円	
	円	64,500円	円	
	円	64,500円	円	
	円	64,500円	円	
合計			円	

備考 「請求金額」欄には (A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

(別紙その1の2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
使用証明書と一致 していること	円	16,100円	(A) と (B) の いずれか少ない方 の金額であること	
	円	16,100円		
	円	16,100円		
	円	16,100円	円	
	円	16,100円	円	
	円	16,100円	円	
	円	16,100円	円	
	円	16,100円	円	
合 計			円	

備考 「請求金額」欄には (A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

燃料代

販売年月日	燃料費の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は登録番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
	使用証明書 (給油伝票の写し) と一致していること	円		税込みの金額であること	@ ×
		円			@ ×
	契約単価を記載	円			@ ×
		円			@ ×
		円			@ ×
		円			@ ×
合計		円	円	円	@ ×

- 備考 1 「基準限度額 (B)」の合計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額 (C)」の合計欄には、「販売金額 (A)」の合計と、「基準限度額 (B)」の合計欄の金額のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料費の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は登録番号」欄には契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は登録番号を記載してください。
- 4 「燃料費の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は登録番号」欄及び「販売金額 (A)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙その1の4)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

運転手

雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
	円	12,500円	円	
	円	12,500	円	(A) と (B) の いずれか少ない方 の金額であること
	円	12,500	円	
	円	12,500	円	
	円	12,500	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
合計			円	

備考 「請求金額 (C)」欄には、(A) 欄又は (B) 欄のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

様式第4号（第5条関係）

（その1）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

使用後（下記使用年月日の最終日以降）
の日付

候補者名

記

自動車所有者の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあつては代表者の氏名	契約届出書と一致		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	使 用 年 月 日	契 約 金 額	備 考
	年 月 日	円	
例：トヨタ ハイエース 飛驒 あ ○○○○	年 月 日		公費負担の対象になるのは、選挙運動用自動車本体の借入金額のみ。 アンプ・スピーカー等のレンタル代やルーフキャリア、看板等のレンタル代、基本料金以外の免責補償料、任意保険料などの付帯料金は対象外。
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

備考

- この証明書は、使用実績に基づいて、自動車所有者ごとに別々に作成し、候補者から自動車所有者に交付してください。
- 自動車所有者が飛驒市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、自動車所有者は、飛驒市に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1) 以外の場合	16,100円
- 同一の日において2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、飛驒市に支払を請求することができません。

(その2)

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者名

使用後 (下記燃料供給年月日の最終日以降) の日付

記

燃料供給業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約届出書と一致			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	供給量	供給金額	備考
年 月 日	<p>選挙期間中に実際に供給した日付を記入</p> <p>1 給油の供給を受けた日付</p> <p>2 給油の供給を受けた車両のナンバープレートの番号</p> <p>3 燃料供給量</p> <p>4 燃料供給額</p>	・	円	1 円未満の端数切捨
年 月 日		・	円	上限に関係なく、実際に要した金額が記載されていること。
年 月 日		・	円	
年 月 日		・	円	
年 月 日		・	円	円

- 備考 1 この証明書を提出するに当たっては、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）送車両法施行規則に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則に規定する4けた以下のアラビア数字）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油を受けた日付、燃料供給業者から給油を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「供給量」欄及び「供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が飛驒市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写し等を請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、飛驒市に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

(その3)

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者名

使用後（下記運転年月日の最終日以降）
の日付

記

運転手	住所	契約届出書と一致	
	氏名		
運 転 年 月 日	報 酬 の 額	備 考	
	円		
選挙期間中に実際に運転 に従事した日付を記入	日	上限に関係なく、実際 に要した金額が記載さ れていること。	
	日		
	日		
	日		
年 月 日	円		
年 月 日	円		

- 備考 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に交付してください。
- 2 運転手が飛驒市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、飛驒市に支払を請求することはできません。
- 4 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 5 候補者が指定した運転手以外の運転手は、飛驒市に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。

(その2)

年 月 日

請 求 書
(ビラの作成)

(あて先) 飛驒市長

選挙期日の翌日以降の日付
(無投票の場合は無投票の確定日以降の日付)

契約書と一致。記名押印があること

飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 請求金額の訂正
は不可 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者氏名 戸籍名※供託没収点以上の得票数を得た候補者であること。

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、飛驒市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合は各1枚）を添付してください。

(別紙)

税込単価を記入。
1円未満の端数があれば、1円未満まで
記入。単価×枚数=金額となること。

請求内訳書

ピラ証明書と一致

枚数			金額			請求金額		
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額
A	B	$A \times B = C$	D	E	$D \times E = F$	G	H	$G \times H = I$
円銭	枚	円	7円73 銭	枚	円	円銭	枚	円

備考 1 D欄には、7円73銭を記載してください。

2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 G欄には、確認書により確認された金額のうち、少ない方の額を記載してください。

4 H欄には、確認書で確認した枚数を記載してください。

確認書で確認した枚数

B,Eのいずれか少ない方の枚数

C,Fのいずれか少ない方の金額

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者名

請求書に添付される納品書の納品日以降
の日付

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約届出書と一致	
作成枚数	上限に関係なく、実際の作成枚数・金額が記載されていること。	枚
作成金額		円
備考		

- 備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に交付してください。
- 2 ビラ作成業者が飛驒市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、飛驒市に支払を請求することはできません。
- 4 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条第1項第6号に規定するビラの枚数
- (2) 限度額 7円73銭（単価）× 当該作成枚数 = 限度額

(その2)

選挙期日の翌日以降の日付
(無投票の場合は無投票の確定日以降の日付)

年 月 日

請求書
(ポスターの作成)

(あて先) 飛驒市長

契約書と一致。記名押印があること

住所
氏名又は名称

飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第6条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 請求金額の訂正
は不可 円
- 2 内訳 別紙請求書(請求書)のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者氏名 戸籍名※供託没収点以上の得票数を得た候補者であること。
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、飛驒市に支払を請求することはできません。

(別紙)

	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ポスター作成証明書と一致</div>			請 求 内 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">AとDいずれか少ない方の金額</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">BとEいずれか少ない方の枚数</div>		
選挙区に おけるポ スター掲 示場の数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$
か所	円銭	枚	円	円	枚	円	円銭	枚	円

備考 1

税込みの金額

の欄には、ポスター作成証明書に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

税込単価を記入。

1円未満の端数があれば、1円未満まで記入。単価×枚数＝金額となること。

$\frac{\text{場の数} + 316,250 \text{円}}{\text{場の数}} = \text{単価}$

(1円未満の端数は切り上げ)

- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

請求書に添付される納品書の納品日以後の日付

年 月 日執行 選挙

候補者名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約届出書と一致
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場の数	か所

- 備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に交付してください。
- 2 ポスター作成業者が飛驒市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、飛驒市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}} = \text{単価}$$

(1円未満の端数切り上げ)

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$